

特別支援学校における在籍者の障害の「重度・重複化、多様化」に関する論考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: TAKAMIYA, Meiko メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4087

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



特別支援学校における在籍者の障害の「重度・重複化、多様化」に関する論考

児童学部 児童学科 高宮 明子

要旨：特別支援学校（旧、盲・ろう・養護学校）の在籍者数は近年増え続けている。その実態は知的障害のある児童生徒の増加であり、小、中、高の順で上の学部ほど増加率が高く、上の学部ほど知的障害の程度が軽度である生徒が多い。このため、知的障害を対象とする学校では教室等の不足が深刻である。知的障害者として在籍する児童生徒の4割～5割が自閉症等の発達障害も併せ有するが、発達障害は法令上特別支援学校の教育の対象者となっていないため重複障害の認定が受けにくい。一方、特別支援学校全体で医療的ケアを必要とする重度・重複障害のあるこどもが増えて、医療との連携が不可欠となっている。このように、特別支援学校では障害の「多様化」と「重度・重複化」が同時に進行しており、設備の補充、専門性のある教員の養成などが課題となっている。

キーワード：特別支援学校、知的障害、発達障害、重度・重複障害、医療的ケア

1. はじめに

1947（昭和22）年、学校教育法の施行によって公教育としての特殊教育が始動した。それ以後、大きな変革が二度あった。一度目は1979（昭和54）年の養護学校（知的障害、肢体不自由、病弱）義務制実施である。盲学校・ろう学校は1948（昭和23）年に義務教育化されたが、養護学校の義務化はここまで見送られていた。この時、従来は就学猶予・就学免除となっていた重い障害のある子どもや障害が重なっている子どもが養護学校に就学することになり、重度・重複障害という概念が生まれ、それに備えて制度や教育内容が検討されるようになった。文部科学省特殊教育の改善に関する調査研究会の報告（1975）では、重度・重複障害児の範囲をa) 学校教育法第72条及び同施行

令第22条に規定する障害（表1）を二つ以上併せ有する者に、b) 発達の側面から見て、精神発達の遅れが著しく、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難な者、c) 行動的側面から見て、多動的傾向等問題行動が著しい者で常時介護を必要とする程度の者を加えるとしている。

第二の変革は2007（平成19）年の特殊教育から特別支援教育への転換である。その少し前、2005（平成17）年に発達障害者支援法が施行され、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害を対象にした早期支援が始まっていた。これらの障害では知的障害は無いかあっても軽度であり、それ以前は特殊教育の対象とはなっていなかった。このように対象となる障害の種類や程度が拡大し

表1 特別支援学校の教育の対象となる障害の種類と程度（学校教育法第72条及び学校教育法施行令第22条の3）

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能または困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

たことを「多様化」と言う。その中心は知的障害が無いか軽度である発達障害が対象に含まれるようになったことである。

特別支援教育の基本的な構想は2005（平成17）年の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」に述べられている。そこには盲・ろう・養護学校の小・中学部において重複障害学級の在籍率が43.3%であるという「重度・重複化」への対応の必要性和、「多様化」への対応の必要性が述べられている。特別支援教育は「重度・重複化、多様化」に適應するために誕生したのである。そして、特殊教育では障害の種類や程度に応じて「特別な場」で手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきたが、特別支援教育では、幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うことが重視されるようになった。盲・ろう・養護学校は特別支援学校に統一され、可能な限り複数種類の障害に対応し、地域の一般の学校への指導・助言を行うセンター的機能も付与された。ただし校名は旧来の名称を使用することも認められている。

こうした変革の背景には国内外の障害観の変化やノーマライゼーションの大きな潮流があり、2006（平成18）年に国連の障害者権利条約が成立した。特別支援教育においても2012（平成24）年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が発表され、障害のある人

が居住する地域において初等中等教育の機会が与えられ、同時に「合理的な配慮」が与えられる教育的制度の樹立を目指すことが明確に打ち出された。今年には特別支援教育が始まって10年目にあたり、振り返りが行われている。本稿では発達障害のある子どもを対象とした教育の歴史を振り返るとともに、特別支援教育への移行をはさむ約20年間の特別支援学校における「重度・重複化、多様化」を検討した。なお自閉症（広汎性発達障害）については「自閉症スペクトラム」という名称が浸透してきているが、本稿では教育行政分野でよく使われる「自閉症」という用語を用いる。自閉症には知的障害を伴う場合と伴わない場合があるが、いずれも行政上は発達障害に含まれる。

2. 特別支援教育の対象者の増加

特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加している。表2は文部科学省「学校基本統計」¹⁾及び「特別支援教育資料」²⁾から作成した特別支援学校（旧、盲・ろう・養護学校）と特別支援学級（旧、特殊学級）の在籍者数の推移である。この20年間に一般の小学校の児童数は837万人から654万人へ（1995年の0.78倍）、中等教育学校前期課程を含む中学校の生徒数も457万人から348万人（同0.76倍）に減少している。それに対して、特別支援学校の在籍者は86,834名から137,894名（同1.59倍）、学校数は967校から1,114校（同1.15倍）に増加した。また、特別支援学級の

表2 特別支援学校（旧：盲・ろう・養護学校）及び特別支援学級（旧：特殊学級）の在籍者数

			特殊教育			特別支援教育		
			1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	
特別支援学校	合計		86,834	90,104	101,612	121,815	137,894	
	学部別集計	幼稚部	1,639	1,636	1,696	1,597	1,499	
		小学部	28,915	28,503	31,677	35,889	38,845	
		中学部	20,629	20,689	22,653	27,662	31,088	
		高等部	35,651	39,276	45,586	56,667	66,462	
	障害種別集計	一種類の障害に対応する学校*	小計	86,834	90,104	101,612	98,504	100,392
			視覚(旧盲学校)	4,611	4,089	3,809	3,328	2,876
			聴覚(旧ろう学校)	7,257	6,818	6,639	6,290	5,801
			知的障害(旧養護学校)	52,102	57,078	68,328	72,961	77,789
			肢体不自由(旧養護学校)	18,131	17,886	18,713	13,230	11,473
病弱(旧養護学校)			4,733	4,233	4,123	2,695	2,453	
複数の障害種に対応する学校*					23,311	37,502		
特別支援学級	合計		66,039	72,921	96,811	145,431	201,493	
	障害種別集計	知的障害	45,762	48,712	59,749	80,099	100,215	
		自閉症・情緒障害**	12,305	17,508	28,924	55,782	90,157	
		他の5種の障害の小計***	7,972	6,701	8,138	9,550	11,121	

文部科学省「学校基本統計」（注1）及び文部科学省「特別支援教育資料」（注2）より作成

* 特別支援教育に移行（2007年）後、一種類の障害に対応する学校と複数の障害種に対応する学校は分けて集計されている。

** 旧情緒障害学級。2009年度に自閉症・情緒障害学級と名称が変更された。

*** 他の5種の障害は弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害である。

在籍者は66,039名から201,793名（同3.06倍）と大きく増加し、2007（平成19）年以後、在籍者数が特別支援学校を上回っている。特別支援学級の中でも自閉症・情緒障害学級の在籍者は12,305名から90,157名（7.33倍）と急増している。文部科学省「平成27年度通級による指導実施調査」³⁾によれば、この20年間に通級による指導の対象者も、16,700名から90,270名（5.41倍）と急増した。

「インクルーシブ教育システム」は障害のある子どもが可能な限り通常の学級で教育を受けることを目指しているが、全員が通常学級所属ではなく、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場が用意されている。通級による指導は通常学級に籍を置いて授業の一部を通級指導教室で行い、特別支援学級は授業の大部分をその学級で行う。特別支援学校は学校そのものが通常の学校とは異なり、通常学級から最も離れた「特別な場」であるが、どの場においても在籍者が増加している。この原因として、診断基準の変化、発達障害の理解の広まり、特別支援教育への期待などが考えられるが、単独で説明できるような強力な要因は見当たらない。

特別支援学校の学部別集計では幼稚園1,639名から1,499名（1995年の0.91倍）、小学部28,915名から38,845名（同1.34倍）、中学部20,629名から31,088名（同1.51倍）、高等部35,651名から66,462名（同1.86倍）と変化しており、上の学部ほど在籍者の増加が著しい。障害種別の集計は2007（平成19）年以後集計方法が変化し、その実数が分からなくなっているが、一種類のみの障害に対応する学校では知的障害だけが増加している。複数の障害種に対応する学校を含めると、2015年の特別支援学校の総数1,114校の67%にあたる745校が知的障害に対応しており、全体の在籍者増加の大部分が、知的障害を対象とする学校の在籍者増加の結果である。

知的障害を対象とする特別支援学校では上の学部ほど障害の程度が軽い生徒が多いことも大きな特徴である。図1は全国特別支援学校知的障害教育校長会の平成27（2015）年度情報交換資料（以下、「平成27年度校長会情報交換資料」⁴⁾）より作成した。この校長会の加盟校（本校616、分校75、分教室68）の全児童生徒数は100,911名である。小学部では軽度2,611名（10.0%）、中度7,868名（30.2%）であるのに対し、中学部では軽度3,561名（15.8%）、中度5,979名（26.5%）であり、さらに高等部では軽度20,605名（39.4%）、中度14,525名（27.8%）と両者で半数を超える。またどの学部でも4～5%は手帳を持っていない。知的障害を対象とする学校の高等部は生徒数の増加が著しいが、その多くが障害の程度が比較的軽い生徒だと考えられる。

3. 知的障害を対象とする特別支援学校の狭隘化

2013（平成25）年5月、NHKで特別支援学校の子ども急増による教室等の不足が取り上げられて反響を呼んだ⁵⁾。報道によれば知的障害を対象とする学校の63%で教室が不足していた。知的障害を対象とする学校の狭隘化（過密・過大）はかなり以前から起きていたが、対策が後手になっていた。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下、特別支援教育総合研究所）の「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒の増加の実態と教育的対応に関する研究」報告書（2010）では回答のあった434校全体で3,540教室が不足していた。特に在籍者数200人を超える大規模校で教室不足、特別教室等の普通教室への転用、体育館等の狭隘化の状況が深刻であった。この調査は地方の教育委員会も対象となっている。各教育委員会が校舎の増改築、新校・分校・分教室開設などの改善策を行っていたが、在籍者増加の原因や今後の見込みなどの情報がほしいという回答

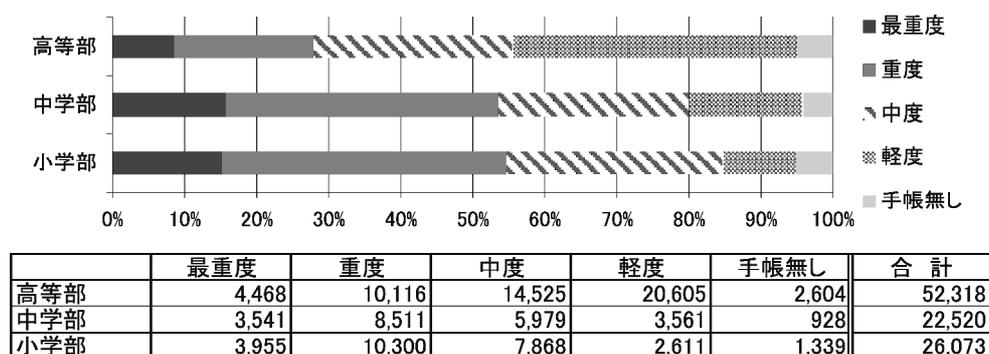


図1 療育手帳の判定による障害の程度別の児童生徒の人数と比率

が多く、対策が立てにくい状況が窺われる。

知的障害を対象とする特別支援校の数は増えている。2005（平成 17）年には 535 校であったが、2015（平成 27）年には 745 校である。うち 213 校は複数種類の障害に対応しており、他の障害種を対象とする学校が知的障害も対象に加えることは珍しくない。また、高等部単独の特別支援学校が新設されることも多い。例えば大阪府立枚方支援学校とむらの高等支援学校は、同じ敷地内に同時に二校が開設され、前者は小・中・高の三学部があり、後者は高等部単独である。2014（平成 26）年度には「特別支援学校の教室不足解消のための補助制度」が始まり、国が地方公共団体を補助するようになり、新校・分校・分教室の設置は加速していると考えられる。最近の情報としては「平成 27（2015）年度校長会情報交換資料」⁴⁾において不足している教室数は前年度を下回り、全国で 2,219 教室であった。確かに改善は見られるが、この不足数は決して小さくはない。しかも、高等部単独や国立の特別支援学校では入学者選抜を行って定員を維持しているため、狭隘化は起こりにくい。狭隘化が深刻なのは大規模校である。大規模校の多くは小・中・高の三学部があり、高等部で生徒数が増加すると他学部も影響を受ける。在籍者の年齢幅が広く、教員数も多いので、学校運営全体が複雑化しており、管理職の負担も重い。

特別支援学校には具体的な「学校設置基準」が無く、「特別支援学校施設整備指針」（以下、「整備指針」⁶⁾、に概要が述べられているのに留まる。対象とする障害の種類や幼・小・中・高の学部により必要な設備は異なる。また、認定学級とは別に指導上のグループを編制する学校が多いため、必要な普通教室の数も単純には決められない。しかし、「整備指針」には、幼児児童生徒の障害の特性や健康の状態に十分に配慮し、複数の障害に対応することも考慮し、柔軟な指導体制や教育課程の編成に対応し、特別支援教育のセンター的機能も果たせるように高機能かつ多機能な施設設備を整えることが重要であると記されている。日常の教育活動に必要な教室すら足りない現状は、「整備方針」とはかけ離れている。

4. 発達障害者を対象とする教育の場

自閉症を含めた発達障害を対象とする教育の歴史はまだ浅い。レオ・カナーが最初に自閉症の症例を報告したのが 1943 年、我が国で症例が報告されるようになったのは 1950 年代である。その後、1967（昭和 42）年に文部省（現、文部科学省）が調査を行い、1969

（昭和 44）年に最初的情绪障害学級が開設された。当初は知的発達の遅れを伴わない児童生徒が多く、また自閉症の原因を心理的なものとする意見も強かった。特殊学級（現、特別支援学級）の教育の対象者を定めた学校教育法第 81 条には自閉症という言葉は無いが、特殊学級の一種である情绪障害学級は自閉症教育で中心的な役割をはたしてきた。現在では自閉症の原因は中枢神経系の機能障害であることが定説であり、選択性かん黙等の狭義の情绪障害とは原因も指導法も異なる。しかし、2009（平成 21）年に学級の名称が自閉症・情绪障害学級と変更された後も同じ括りである。

一方、知的障害を伴う自閉症の子どもたちの教育は、主に養護学校義務制実施（1979 年）後、知的障害を対象とする養護学校で行われてきた。成功した指導法が蓄積される一方、知的障害の教育課程や教育方法が自閉症の特性に合わないこともあった。このため多くの研究機関が自閉症教育の研究を重ねてきた。特別支援教育総合研究所は代表的な研究機関であり、その研究成果は自閉症の特性に応じた指導パッケージとして『自閉症教育実践マスターブック』（2008）に発表されている。そこでは自閉症と知的障害は全く異なる障害であることを強調し、自閉症のある児童生徒に対しては構造化や応用行動分析による指導を行うこと、自立活動の領域で「個人別の課題学習」を行うことを推奨している。しかし、表 1 にある特別支援教育の対象者には自閉症者や発達障害者は含まれておらず、知的障害を伴う自閉症である児童生徒は知的障害として算出され、実数は明らかでない。

発達障害の中でも、知的障害が無いかあっても軽度とされている学習障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等について、文部科学省が特別な支援を検討し始めたのは 1990 年代である。当初これらの障害のある児童生徒は通常学級に在籍していると考えられて、1993（平成 5）年に通級による指導が始まった。2015（平成 27）年では通級による指導を受けている児童生徒の中で自閉症は 14,189 名（全体の 15.7%）、学習障害は 13,188 名（同 14.6%）、注意欠陥多動性障害は 14,609 名（同 16.2%）で、いずれも増加している。特別支援学級の中にも自閉症以外の発達障害のある児童生徒が在籍すると考えられるが、そうした発達障害を対象とする学級は制度上存在しない。さらに一部は特別支援学校にも在籍しているが、法令上は教育の対象となっていないため、文部科学省の統計資料には挙がっていない。

5. 知的障害と発達障害が重なっている子ども

本稿では特別支援教育総合研究所による調査と、前述の平成 27 年度校長会情報交換資料⁴⁾を取り上げて、発達障害と知的障害の重なりを検討する。

特別支援教育総合研究所『自閉症教育実践マスターブック』（2008）では知的障害を対象とする特別支援学校に在籍する自閉症の診断がある児童生徒は 23% であり、「自閉症の疑い」を含むと 35%と推定している。その後同研究所が行った「特別支援教育における障害の重複した子ども一人一人の教育的ニーズに応じる教育の在り方に関する研究」（2011）は、特別支援学校の「重度・重複化、多様化」という課題に対応するための大規模かつ詳細な研究である。その中に特別支援学校教員から見た障害の重なる状況や教育内容を、アンケートとインタビューによって調査した部分がある。重複障害に関するこのような大規模な調査は 22 年ぶりである。教員から見た重複している障害には、診断がついていない軽度の障害や自閉症、LD、ADHD も含まれている。調査対象は全特別支援学校

の小学部 4 年生と中学部 2 年生である。表 3 はその一部を抜粋して制作した。在籍総数と合計が一致せず、記入の誤りなどがあると考えられるが、全体的な傾向は把握できる。小学部 4 年生では学年合計 4,501 名のうち単一障害学級在籍者は 2,552 名、重複障害学級在籍者は 1,949 名（全体の 43.3%）、中学部 2 年生では学年合計 6,772 名のうち単一障害学級在籍者は 4,487 名、重複障害学級在籍者 2,285 名（全体の 33.7%）である。なお、複数の種類の障害を対象とする学校の場合、例えば知的障害と視覚障害を対象とする場合ならば、知的障害の単一障害学級、視覚障害の単一障害学級、重複障害学級（知的障害または視覚障害に他の障害が重なっている）の 3 種類の学級が存在する。

この研究の考察には文部科学省の資料には上がっていない視点も数多く記されている。本稿では考察の中から三点に注目したい。第一に、複数の種類の障害を有することと重複障害学級に所属することは必ずしも一致していない点。小 4 の単一障害学級の児童 2,550 名のうち 182 名（7%）は、法令に挙げられた視覚障

表 3 小学部 4 年生・中学部 2 年生の在籍者の障害の重なる状況

（回答 771 校）

	在籍総数	合計	単一障害					障害の重なり状況															小計			
			視	聴	知	肢	病	知を含む2種					知を含まない2種					知を含む3種*	知を含まない3種*	知を含む4種**	知を含まない4種**	知を含む5種全て				
								視+知	聴+知	知+肢	知+病	視+聴	視+肢	視+病	聴+肢	聴+病	肢+病									
小学部 4年生	単一障害学級	2,552	単一障害学級全体																							
		2,550	32	189	1,956	85	106	2,368	6	13	96	26	5	1	1	0	0	6	19	0	6	3	0	182		
		自閉症、LD、ADHDとの重なりがある																								
	1,172	1	6	1,125	2	12	1,146	0	4	7	9	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0	26			
	重複障害学級	1,949	重複障害学級全体																							
		1,935	1	2	331	8	0	342	36	61	886	241	4	5	0	22	1	8	279	1	46	0	3	1,593		
自閉症、LD、ADHDとの重なりがある																										
344	0	2	189	0	0	191	4	10	36	92	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	1	153			
中学部 2年生	単一障害学級	4,487	単一障害学級全体																							
		4,485	73	285	3,508	136	223	4,225	13	22	130	45	5	3	1	2	0	12	24	1	2	0	0	260		
		自閉症、LD、ADHDとの重なりがある																								
	1,797	2	3	1,707	0	43	1,755	1	13	11	12	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	42			
	重複障害学級	2,285	重複障害学級全体																							
		2,266	2	1	379	6	5	393	45	75	997	400	0	15	1	4	14	13	272	4	33	0	0	1,873		
自閉症、LD、ADHDとの重なりがある																										
441	0	0	221	1	0	222	5	7	42	147	0	0	0	0	0	7	11	0	0	0	0	219				

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援学校における障害の重複した子ども一人一人の教育的ニーズに応じる教育の在り方に関する研究」（2011 年）より抜粋して作成。

障害種別の表記は、視：視覚障害、聴：聴覚障害、知：知的障害、肢：肢体不自由、病：病弱である。

* 知を含む 3 種とは視+聴+知、視+知+肢、視+知+病、聴+知+肢、聴+知+病、知+肢+病の 6 種類の重なり具合の合計であり、知を含まない 3 種とは視+聴+肢、視+聴+病、視+肢+病、聴+肢+病の 4 種類の重なり具合の合計である。

** 知を含む 4 種とは聴+知+肢+病、視+知+肢+病、視+聴+知+病、視+聴+知+肢の 4 種類の重なり具合の合計であり、知を含まない 4 種とは視+聴+肢+病である。

害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・知的障害のうち二つ以上が重なっていると教員は見ている。同じく中2の単一障害学級4,485名のうち260名(6%)を障害の重なりがあると見ている。逆に小4の重複障害学級1,935名のうち342名(18%)は教員の観察では単一障害であり、中2の重複障害学級2,266名のうち393名(17%)が単一障害である。重複障害の認定を受けることが学級定員や教職員定数に関わっていることは後述するが、実際の運用は地方の教育委員会に委ねられており、単一障害であっても常時支援が必要である場合は重複障害と認定されることがある。これは実情に即した対応であるが、どの程度ならば重複障害と認定するのか、地域によって或いは学校の状況によって大きく異なる。また、同報告書のインタビュー調査の結果から、多くの特別支援学校教員が重複障害認定と実際の教育的ニーズは別のものであると考えていることが分かった。このように何が重複障害か明確でない状況は、22年前の調査と変わらないと考察に述べられている。

第二に、自閉症、LD、ADHDといった発達障害と知的障害との重なりは非常に多いという点。小4の単一障害学級で知的障害単一である児童は1,956名であるが、そのうち1,125名(58%)に自閉症、LD、ADHDとの重なりがあると教員は見ている。重複障害学級では知的障害単一である331名中189名(57%)に発達障害との重なりがある。同じく中2では単一障害学級で知的障害単一である3,508名中1,707名(49%)、重複障害学級で知的障害単一である379名中221名(58%)に発達障害との重なりがある。このように教員の観察による発達障害と知的障害の重なりは、児童生徒の半数にも及んでいる。

第三に、教員の専門性の確保が難しい点。一種類の障害を対象とする学校では、自校が対象とする障害種に関する専門的知識・技能を持っている教員が必ず在職している。しかし、対象としていない障害種に関してはそうではない。特に視覚障害及び聴覚障害に関する専門的知識・技能を持つ教員がいない学校は30%~40%に及ぶ。これは重複障害として視覚障害や聴覚障害のある子どもが在籍していても、専門的指導が困難であることを意味する。その一方で視覚障害・聴覚障害を対象とする学校では、重複障害の子どもが増えたため、本来の障害種の専門的知識・技術が身に付きにくいという意見がある。複数の種類の障害を対象とする学校が増え、単一の障害を対象とする学校でもさまざまな重複障害がある現状で、いかにして教員の専

門性を維持・向上させるかは大きな課題である。

「平成27年度校長会情報交換資料」⁴⁾からは、主に医学的診断による知的障害と発達障害の重なり状況が分かる。加盟校の全児童生徒数は100,911名であり、このうち「知的障害のある自閉症(自閉的傾向を含む)」の児童生徒は37,804名(37.5%)である。さらに「高機能自閉症またはアスペルガー障害の診断名」1,631名(1.6%)と「AD/HDの診断名」2,262名(2.2%)を加えると、発達障害の合計は41,697名(41.3%)である。「知的障害のある自閉症」の在籍者は前年より1,714名、比率では0.9P増加している。「高機能自閉症、アスペルガー障害、AD/HDの児童生徒が特別支援学校(知的障害)に入学する特別な事情」としては「IQに比して学習能力が低い」が1,316人で最も多く、2番目は「人間関係のトラブル」1,020名である。なお、学習障害は全般的な知能発達の遅れが無いことが定義に入っており、この調査の対象とはなっていない。

これらを総合すると、知的障害を対象とする特別支援学校で、知的障害と発達障害を併せ持つ生徒は4割~5割と推定され、増加傾向にある。

6. 重複障害学級在籍比率と医療的ケア

特別支援学校の学級編制については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数等の標準に関する法律」に規定がある。特別支援学校の単一障害学級の児童生徒数の標準は小・中学部で6人、高等部では8人であり、重複障害学級は小・中・高ともに3人である。教員定数は学級数を基準に算出されるため、重複障害学級が多いほど教員数が多くなる。重複障害認定の基本となるのは学校教育法及びその施行令であり、知的障害を伴う自閉症は重複障害とはならないが、実際の運用は教育委員会の裁量に委ねられている。筆者が以前に勤務した知的障害を対象とする学校では、常時支援が必要な重度の知的障害と自閉症が重なっている生徒が単一障害学級にも在籍していた。こうした生徒が含まれていても、一指導グループは通常8人であり、個別の指導は難しい状況だった。

文部科学省「特別支援教育資料」²⁾によれば、2015(平成27)年の特別支援学校の総学級数は34,535、そのうち19,938学級(57.8%)が重複障害学級であり、在籍者の数では総数137,894名のうち38,370名が重複障害学級に在籍している(在籍率27.8%)。在籍率は小、中、高の順で40.8%、32.7%、18.3%と低くなっ

ている。重複障害学級の在籍率は2000年ごろをピークに減少しているが、在籍者の実数が減っているわけではなく、2000（平成12）年の22,194名から2015（平成27）年の25,998名に増えている。

重複障害学級在籍率を障害種別で見ると、肢体不自由を対象とする学校が最も高く、2015年では56.0%である。肢体不自由や病弱を対象とする学校のリハビリテーション学級には、以前から医療的ケアを必要とする障害の程度が非常に重い子どもが在籍していた。医療的ケアとは痰の吸引や経管栄養といった「医行為」を教員が行うことであり、長年の試行と議論を経て、2013（平成25）年に「特定行為業務事業者」と認定された教員等が、看護師等と協力して医療的ケアを行うことが正式に認められた。文部科学省「平成27年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果について」³⁾によれば、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒は、2015年には8,143名（通学生5,935名、訪問2,208名）であり、2006（平成18年）以後毎年増加している。医療的ケアを行うために学校に配置されている看護師は1,566名、医療的ケアを行う教員は3,428名である。現在ほどの障害種を対象とする特別支援学校においても、医療的ケアを行っている学校がある。以前は医療的ケアを行うことが少なかった知的障害を対象とする学校でも、745校（うち213校は複数種類の障害に対応）中の394校で医療的ケアが行われている。これは「重度・重複化」の進行と言える。

安藤・藤田（2015）、川間・西川（2015）によれば、肢体不自由教育は整形外科医療との強い結びつきの中で発展してきた。肢体不自由を対象とする特別支援学校には「重度・重複障害」のある幼児児童生徒が多く、教育課程は自立活動に重点が置かれ、マンツーマンに近い指導体制になっている。教員には医学やリハビリテーションの基礎知識が必要であるが、教員が理学療法士や作業療法士に代わるものではないし、容態が急変した場合にできる処置も限られる。医療的ケアを必要とする子どもは今後も増えると予想され、どの障害種を対象とする学校でも、看護師等の増員と医療機関との緊密な連携が必要となっている。

7. 考察

特殊教育から特別支援教育に移行し、発達障害等のある子どもが支援を受けられるようになったことは大きな成果である。障害の程度が重い子どもにとっても、教育を受ける場が増えたことはメリットである。しかし、もともと障害の程度が比較的重い子どもを対象と

して想定していた特別支援学校では、「多様化」と「重度・重複化」が同時に進行し、施設設備や指導体制の改善がそれに追いついていない。特に知的障害を対象とする特別支援学校では上の学部ほど在籍者の増加が顕著であり、一定の改善が見られるものの、まだ深刻な教室不足が続いている。平成27年度校長会情報交換資料⁴⁾では、今後望まれる施設設備として「特別教室の復元」「行動障害の生徒向け環境整備」「クールダウンのスペース確保」等が挙げられている。障害のある子どもにとって環境は極めて重要である。また施設設備の不足は教育内容の制約にも繋がる。施設設備の補充は緊急性の高い課題である。

特別支援教育では障害の種別よりも個々の教育的ニーズを重視するが、教育行政の基本となる学校教育法と同法施行令は対象となる障害の種別と程度を厳密に規定している。そこでは、発達障害者は特別支援学校の教育の対象となっていない。知的障害者を対象とする特別支援学校には知的障害と発達障害を併せ持つ子どもが4割～5割在籍していると推定されるが、国の統計資料には表れない。実態が確かでないものは教育行政の対象となりにくく、知的障害と発達障害の重なりは重複障害の認定も受けにくい。自閉症を含めて発達障害全体が新しい障害と言えるが、特別支援学校においても発達障害のある子どもは増えており、現状に合わせた法令の改正が望まれる。また、インクルーシブな教育システム樹立の観点で言うならば、特に通常の高校における特別支援教育の充実が必要である。文部科学省の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（2016）は、2018（平成30）年から知的発達に遅れのない発達障害のある生徒を対象に通級指導を実施することを提言している。

こうした状況の中で、教員の専門性の維持・向上は極めて重要な課題である。平成27年度校長会情報交換資料では校長として推進していること・困っていることの第一位は「指導力・専門性の維持向上・人材育成」であった。一方では経験豊富な教員が大量に退職し、他方では今までに対応したことがない障害種が新たに加わる人が多い現在、教員集団が指導力を高めていくには大きな努力が必要である。各教育委員会も新規採用や人事異動に際して特別支援学校教員免許の有無を重視するようになり、その学校が対象としている障害種（当該障害種）の免許状保有率は年々向上している。2005（平成17）年の免許状保有率は58.3%であったが、2015（平成27）年は74.3%である⁷⁾。このことは評価できる。それでも、特別支援学校の教員

の1/4は当該障害種の免許を持っていない。地域による差も大きい。しかも、特別支援学校にはその学校が対象としている障害種の幼児児童生徒のみが在籍しているわけではない。重複する障害の種類は非常に多く、程度もさまざまである。すべての障害種に精通している教員はおそらく存在しない。新たな障害種に対応する知識や技術を学ぶには年に数回の研修では不十分で、必要な時に本格的な研修が受けられるシステムが必要である。また専門性の高い教員が他分野の特別支援学校を訪問指導するシステムも望まれる。こうした教員のための研修システムを次の研究課題としたい。

注

1. 文部科学省「学校基本統計」。
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/main_b8.htm (アクセス 2016年7月31日)
2. 文部科学省「特別支援教育資料」。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343888.htm (アクセス 2016年7月31日)
3. 文部科学省「特別支援教育に関する調査結果について」より「通級による指導実施状況調査」「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査」。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343889.htm (アクセス 2016年8月1日)
4. 全国特別支援学校知的障害教育校長会「平成27年度情報交換資料」(2015)。
http://www.zentoku.jp/dantai/titeki/cont4_h27sapporo.html (アクセス 2016年8月7日)
5. NHK 情報ブログ 2013年05月30日「特別支援学校こども急増で…」
<http://www.nhk.or.jp/seikatsu-blog/157111.html#more> (アクセス 2016年8月20日)
6. 文部科学省「特別支援学校施設整備指針」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1263048.htm (アクセス 2016年8月20日)
7. 文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況等調査結果の概要」。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm (アクセス 2016年8月25日)

引用文献

- 安藤隆男・藤田継道 (2015)『よくわかる肢体不自由教育』。ミネルヴァ書房。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2008)『自閉症教育実践マスターブック』。ジアース教育新社。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2010)「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒の増加の実態と教育的対応に関する研究」平成21年度研究成果報告書」専門研究B-254。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2011)「特別支援学校における障害の重複した子ども一人一人の教育的ニーズに応じる教育の有りにかたに関する研究 ―現状の把握と課題の検討― (平成21年度～22年度) 研究成果報告書」専門研究B-263。
- 川間健之助・西川公司 (2014)『改訂版 肢体不自由児の教育』。放送大学教育振興会。
- 文部科学省 中央教育審議会 (2005)「特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)」。
- 文部科学省 中央教育審議会 (2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)」。
- 文部科学省 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 (2016)「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について (報告)」。
- 文部科学省 特殊教育の改善に関する調査研究会 (1975)「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について (報告)」。

謝辞

本校の執筆においては、田中善大先生 (大阪樟蔭女子大学) から丁寧なご指導を頂きました。厚くお礼申し上げます。